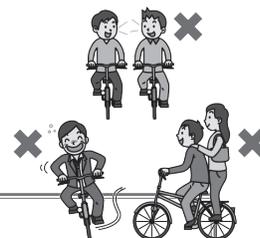


ルールを守って安全に乗りましょう！

自転車は、子どもから高齢の方まで多くの方が利用している一番身近な乗り物ですが、ルールを守らなければ自分が被害を受けるだけでなく、加害者にもなり得る危険な乗り物になってしまいます。今一度、安全に乗るため、ルールのご確認をよろしくをお願いします。



【自転車安全利用五則】

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外 車道通行が危険な場合などは例外的に歩道通行ができます。
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る 「飲酒運転・二人乗り・並進の禁止」「夜間はライトを必ず点灯」「交差点での信号遵守と一時停止・安全確認」など、しっかり守りましょう。
- ⑤子どもはヘルメットを着用 転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます。子どもに限らず、ヘルメットを着用しましょう。

▶自転車賠償責任保険などに加入しましょう！

平成30年4月1日に北海道自転車条例が施行され、レンタサイクル業者の自転車保険加入が義務化、個人の自転車保険加入の努力義務が定められました。

自転車は、自動車の賠償責任保険のような強制的な加入保険制度がなく、加害者になった場合、多額の賠償金を自己で負担しなければならないケースが発生しています。万が一に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。



問生活交通係Tel 54-2121 または砂川警察庁舎Tel 54-0110

「特別定額給付金（仮称）」の申請書が届きます

国では、4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金（仮称）事業」を実施することになりました。

市では、5月中旬までに順次、受給権者の方に申請書などを郵送しますので、届いた書類をよく確認のうえ、申請をお願いします。

▶**給付対象者** 令和2年4月27日現在において、市に住民登録をされている全ての方

▶**受給権者** 対象者の方の属する世帯主

▶**給付額** 給付対象者1人につき10万円

▶申請の方法

①郵送申請方式

②オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

③窓口申請（やむを得ない場合に限る。地域交流センターゆうでの受け付けを予定）

▶**申請書受付期間** 郵送申請方式の受付開始日から3か月間

詳細については、今後お手元に届く申請書などの書類をご覧ください

問特別定額給付金事務局（仮称）Tel 54-2121